

# BEPS 包摂的枠組み(IF) G20 における大枠合意の概要と影響

Issue 70, October 15, 2021

---

## In brief

---

2021年10月8日、経済協力開発機構(OECD)は、BEPS 包摂的枠組みメンバーである140の国・地域のうち136カ国・地域が、多国籍企業が事業を行う場所において公平な税を負担することを確保するための二つの柱について合意したとして、「経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対処するための二つの柱の解決策に関する声明」を公表しました。

これは、国際課税ルールの抜本的な見直しに係る2021年7月のBEPS 包摂的枠組みメンバー国による政治的合意を更新して、取りまとめたものです。今回の合意には、エストニア、ハンガリー、アイルランドが参加したため、OECD/G20の全加盟国から支持されることになりましたが、ケニア、ナイジェリア、パキスタン、スリランカの4カ国はこの声明にまだ参加していません。

第1の柱の下では、グローバル収益が200億ユーロ超かつ利益率10%超の多国籍企業について、物理的な存在の有無にかかわらず事業活動を行って利益を稼得している市場国に対して、収益の10%を超える利益として定義される残余利益の25%に係る課税権が再配分され、年間1,250億ドル超の利益に対する課税権が市場国に再配分されると想定されています。

第2の柱の下では、年間7億5,000万ユーロ超の収益を稼得している多国籍企業を対象に15%に設定されたグローバルでの最低法人税率を導入し、グローバルで年間約1,500億ドルの追加の税収が見込まれるとされています。

この二つの柱の解決策は、10月13日に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議で支持され、今後、10月末に開催されるG20首脳会議に提出、その後、第1の柱については、各国は2022年中の多国間条約の締結、2023年の発効を目指しています。また、第2の柱については、国内法制に取り入れるためのモデル規則を2022年中に策定し、2023年に発効させる予定です。

以下、OECDより公表された「経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対処するための二つの柱の解決策に関する声明」の概要について解説します。

---

## In detail

---

### ■ 第1の柱

7月の合意内容からの大きな変更点は以下のとおりです

- ・ 市場国への再配分比率について、7月の合意においては収益の10%を超える残余利益と定義される利益のうち20~30%とされていましたが、今回の合意においては残余利益の25%を市場国に配分することとされました。
- ・ 対象範囲について、7月の合意においては「グローバルの収益が200億ユーロ超かつ利益率(税引前

利益/収益)10%超の多国籍企業」とされていましたが、今回の合意においては「平均化メカニズムを使用して計算されたグローバルの収益が 200 億ユーロ超かつ利益率(税引前利益/収益)10%超の多国籍企業」とされました。但し、この「平均化メカニズムを使用して計算された」が具体的に何を意味するのかについては不明です。

- ・ 第 1 の柱(利益 A)は、迅速で一貫性のある実施を容易にするため、全ての国・地域が参加する多国間のフレームワークとして、「多国間条約”Multilateral Convention (MLC)”」を策定・導入し、附属書に設定された「実施計画」に沿って実施することとされました。
- ・ デジタルサービス税(DST)等の一方的措置との関係について、7 月の合意においては「このパッケージは、新たな国際課税ルールの適用と全ての企業に対するデジタルサービス税(DST)及びその他の関連する類似の措置の撤廃に係る適切な調整を提供する」とされていましたが、今回の合意においては「多国間条約(MLC)は、全ての企業に対するデジタルサービス税(DST)及びその他の関連する類似の措置を撤廃し、将来にわたってそのような措置を導入しないことにコミットすることを参加国に対して求める」とされました。

各構成要素に係る合意内容については、以下のとおりです(7 月の合意内容からの変更点は赤字で表示しています)。

#### 【対象範囲】

- 平均化メカニズムを使用して計算されたグローバルの収益が 200 億ユーロ超かつ利益率(税引前利益/収益)10%超の多国籍企業
- 但し、収益の閾値については、レビュー(合意の発効から 7 年後に開始され 1 年以内に完了)に基づき、利益 A に係る税の安定性を含む実施の成功を条件として 100 億ユーロまで引下げ
- 採掘産業及び規制された金融サービス業は除外

#### 【ネクサス】

- 対象となる多国籍企業が市場国から少なくとも 100 万ユーロの収益を得る場合、利益 A の市場国への配分を可能とするためのネクサスルールを創設
- 但し、GDP が 400 億ユーロ未満の国・地域については、ネクサスルールは 25 万ユーロに設定
- このネクサスルールは、国・地域が利益 A の配分の対象となるかどうかを判断するためにのみ適用
- コンプライアンスコスト(少額の売上の追跡を含む)は最小限に限定

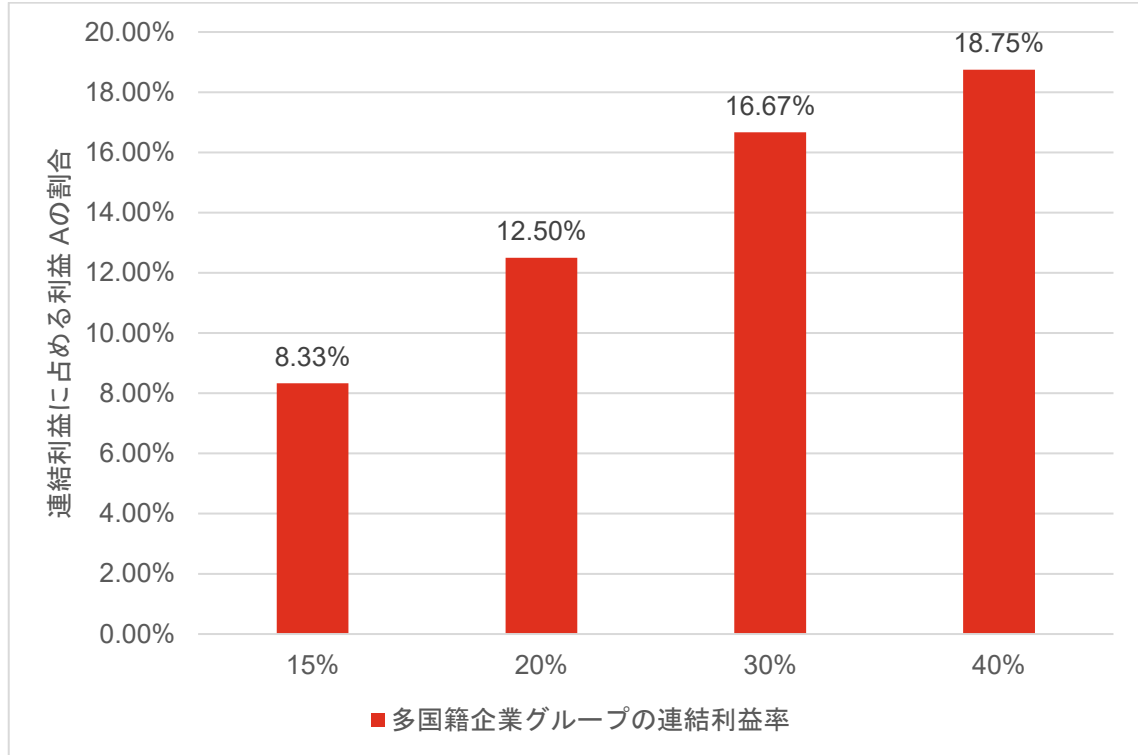
#### 【市場国への再配分比率】

- 対象となる多国籍企業において、収益の 10%を超える残余利益と定義される利益のうち 25%を、収益ベースの配分キーを用いてネクサスのある市場国に配分

#### 【Observation/考察】

これにより、利益 A は 10%のみなし通常利益を超える利益(「残余利益」)の 25%として計算されます。多国籍企業グループの連結利益率を 15~40%とする前提を置くと、利益 A は連結利益の 8.33%から 18.75%を構成することになり(図 1 参照)、この利益のシェアが現行の移転価格ルールによることなく市場国に配分されることとなります。

図 1. 異なるレベルの利益率における利益 A\* \*税引前利益 (profit before tax) を 100



例えば、40%の利益率の多国籍企業の場合、利益の約 5 分の 1 が利益 A のフォーミュラを用いて市場国に配分されます。利益 A の導入後、この利益のシェアが移転価格の対象ではなくなるとなれば、残りの 5 分の 4 の利益のみへの移転価格ルールによる調整が示唆されますが、グローバル利益の 5 分の 1 が従来の移転価格による配分ルールから取り除かれても全体の利益に対して OECD ガイドラインに沿った移転価格ルールによる調整が可能かどうかについて言及されていません。声明においては、多国間条約が 25% のシェアを固定化しようとする範囲、及びそれを変更するためのメカニズムについて明らかにしていません。

#### 【収益に係るソースルール】

- 収益の源泉は商品やサービスが使用又は消費された最終市場国
- この原則の適用を容易にするために、特定のカテゴリーの取引に係る詳細なソースルールを策定
- ソースルールの適用に当たっては、対象範囲の多国籍企業には、当該企業の特定の事実及び状況に基づき信頼できる方法を使用することを要求

#### 【課税ベースの決定】

- 対象となる多国籍企業の利益又は損失の測定は若干の調整を伴う財務情報の所得を参照して決定
- 損失は繰り越し

#### 【セグメンテーション】

- セグメンテーションは、財務会計で開示されたセグメント損益に基づきセグメントが対象範囲のルールを満たす場合に例外的な状況においてのみ発生

#### 【マーケティング・販売活動利益に係るセーフハーバー】

- 対象となる多国籍企業の残余利益が市場国において既に課税されている場合には、マーケティング・販売活動利益に係るセーフハーバーにより、利益 A を通じた市場国への残余利益の配分を制限
- セーフハーバーの設計については、包括的範囲を考慮にも入れてさらなる作業を実施

#### 【二重課税の排除】

- 市場国に配分された利益に係る二重課税は、免除方式又は税額控除方式を通じて排除
- 租税債務を負担するエンティティは、残余利益を稼得しているエンティティから選定

【税の安定性】

- 対象となる多国籍企業は、義務的拘束的な手法による紛争の未然防止及び解決メカニズムを通じて、利益 A に関するすべての論点(移転価格や事業所得に係る紛争など)を含む利益 A に係る二重課税を回避する恩恵を享受
- 論点が利益 A に関連するかどうかについての紛争は、実質的な紛争の未然防止及び解決メカニズムを遅延させることなく、義務的拘束的な手法により解決
- BEPS 行動計画 14 のピアレビューの猶予が認められており MAP(相互協議)紛争がないか低レベルの開発途上国は、利益 A に係る論点に対する選択的な拘束的紛争解決メカニズムの**利用が可能**
- この選択的なメカニズムに係る**国・地域の適格性については定期的にレビューが行われ、レビューによって不適格と判断された国・地域は、その後のすべての年において不適格**

【利益 B】

- 基本的なマーケティング・販売活動(baseline marketing and distributing activities)に対する ALP(独立企業)原則の適用については、執行能力の低い国の必要性に特に焦点を当てて、簡素化及び合理化を進め、この作業は 2022 年末までに完了

【執行】

- 対象範囲の多国籍企業が単一のエンティティを介してプロセスを管理できるよう税務コンプライアンス(申告義務を含む)を合理化

【一方的措置】

- 多国間条約(MLC)は、全ての企業に対するデジタルサービス税(DST)及びその他の関連する類似の措置を撤廃し、将来にわたってそのような措置を導入しないことにコミットすることを参加国に対して要求
- 新たに制定されたデジタルサービス税(DST)及びその他の関連する類似の措置が、2021 年 10 月 8 日から 2023 年 12 月 31 日又は多国間条約(MLC)の発効日のどちらか早い日までの間に、いかなる企業に対しても課されることはない。
- 既存のデジタルサービス税(DST)及びその他の関連する類似措置の撤廃に係る方式については適切に調整
- 包摂的枠組みは、一部のメンバー国から移行に係る取決めについて迅速に議論されているとの報告があることに留意

【施行】

- 利益 A の実施に係る**多国間条約(MLC)**を策定し、2022 年に署名のために開放、利益 A は 2023 年に発効
- 詳細な実施計画については附属書において設定

■ 第 2 の柱

7 月の合意内容からの大きな変更点は以下のとおりです

- ・ UTPR の適用除外が新たに規定され、グローバル活動の初期段階の多国籍企業で、海外での有形資産保有額が最大で 5,000 万ユーロかつ活動国・地域が 5 つ以下の中小規模の多国籍企業が対象とされ、原則、多国籍企業が初めて GloBE ルールの対象となってから 5 年間に限って適用されることとされました。
- ・ 実効税率(ETR)の計算における現行の分配に係る税制との関連において、7 月の合意においては利益が「3 年から 4 年以内」に分配され最低限(ミニマムレベル)で課税されればトップアップ税の租税債務はないとされていましたが、今回の合意において、利益の分配期間が「4 年以内」とされました。
- ・ ミニマム税率について、7 月の合意においては「少なくとも 15%」とされていましたが、今回の合意において「15%」とされました。
- ・ カーブアウトについて、7 月の合意においてカーブアウト額の計算割合は「5 年間の移行期間は 7.5%」とされていましたが、今回の合意において「10 年間の移行期間において、その割合は当初、有形資産の簿価に対しては 8%、賃金に対しては 10%とし、その割合を最初の 5 年間は毎年 0.2%減少させ、その次の 5 年間は有形資産の簿価に対しては 0.4%、賃金に対しては 0.8%、毎年減少させて計算する」とされました。

- ・ 7月の合意において記載されていた GloBE ルールのデミニマスの除外について、その基準が「1,000万ユーロ未満の収益かつ100万ユーロ未満の利益の国地域」とされました。
- ・ STTR について、7月の合意においてミニマム税率は「7.5%から9%」とされていましたが、今回の合意において「9%」とされました。

各構成要素に係る合意内容については、以下のとおりです(7月の合意内容からの変更点は赤字で表示しています)。

#### 【全体的な設計】

第2の柱は以下により構成

- 二つの連動する国内ルール(合わせてグローバル税源浸食防止ルール(GloBE)): (i) 所得合算ルール(IIR); 構成事業体の軽課税所得に関して親会社に対してトップアップ課税、及び(ii) 軽課税支払ルール(UTPR); 構成事業体の軽課税所得が IIR の課税に服さない範囲内で損金算入否認又は同等の調整(追加納税)を要求
- 条約上のルール(租税条約特典否認ルール(STTR)): ミニマム税率未満での課税の対象となる一定の関連者間の支払に対して源泉地国にミニマム税率までの源泉地国課税権を付与、及び STTR は GloBE ルールの下で対象租税として考慮される

#### 【ルールのステータス】

- GloBE ルールは、共通アプローチのステータスを有し、これは次のことを意味する。  
包摂的枠組みメンバー国は、
  - ・GloBE ルールを採用することを要求されるものではないが、採用するのであれば、第2の柱で提供される結果(包摂的枠組みによって合意されたモデルルール及びガイダンスの観点を含む)と統合的な方法でルールの施行及び運用を行う
  - ・他の包摂的枠組みメンバー国によって適用される GloBE ルール(ルールの順序及び合意されたいかなるセーフハーバーの適用に関する合意を含む)の適用を受け入れる

#### 【対象範囲】

- GloBE ルールは、BEPS 行動計画 13(CbCR)の下で決定された7億5,000万ユーロの閾値を満たす多国籍企業に適用
- 但し、各国は、自国に本拠を置く多国籍企業に対して、上記の閾値を満たしていなくても、IIR を適用することは可能
- 政府機関、国際機関、非営利団体、多国籍企業の最終親会社(UPE)である年金基金又は投資基金、あるいは上記機関・団体・基金により使用される所有ヴィークルは、GloBE ルールの対象外

#### 【ルールの設計】

- IIR は、80%未満の株式保有に対する分割所有ルール(split-ownership rule)の適用があることを踏まえつつ、トップダウンアプローチに基づいてトップアップ税を配分
- UTPR は、最終親会社の居住地国に所在する事業体を含む軽課税の構成事業体に対するトップアップ税を配分
- 但し、グローバル活動の初期段階で多国籍企業を UTPR の適用除外。適用除外となる多国籍企業は、海外での有形資産保有額が最大で5,000万ユーロかつ活動国・地域が5つ以下の多国籍企業。また、この適用除外は、多国籍企業が初めて GloBE ルールの対象となってから5年間に制限(GloBE ルール発効時に GloBE ルールの対象である場合は、発効時点からカウントして5年間に制限)

#### 【実行税率(ETR)の計算】

- トップアップ税額は、対象租税に係る共通の定義及び財務諸表上の所得の参照により決定された課税ベース(第2の柱の租税政策目的及び認識のタイミング差異に対処するメカニズムに整合的で合意した調整の上)を用いて国別で計算された実効税率テストにより算定
- 現行の分配に係る税制との関連において、利益が4年以内に分配され最低限(ミニマムレベル)で課税されれば、トップアップ税の租税債務はないとされる



【ミニマム税率】

- IIR 及び UTPR の目的で使用されるミニマム税率は 15%

【カーブアウト】

- 有形資産の簿価及び賃金の 5%
- 但し、10 年間の移行期間において、その割合は当初、有形資産の簿価に対しては 8%、賃金に対しては 10%とし、その割合を最初の 5 年間は毎年 0.2%減少させ、次の 5 年間は有形資産の簿価に対しては 0.4%、賃金に対しては 0.8%、毎年減少させて計算
- また、GloBE ルールで、1,000 万ユーロ未満の収益かつ 100 万ユーロ未満の利益の国地域についてデミニマスの除外を規定

【他の除外】

- GloBE ルールでは、また OECD モデル租税条約における定義に基づく国際海運所得について適用を除外

【簡素化】

- GloBE ルールの運用を可能な限り確実なものにし、政策目的に比して不釣り合いなコンプライアンス及び運用コストを回避するため、実施に当たってのフレームワークにはセーフハーバー及び／又は他のメカニズムを含む

【GILTIとの共存】

- 第 2 の柱は国・地域でのミニマム税率を適用することに合意しており、この文脈において、公平な競争条件を確保するため、米国の GILTI 税制が GloBE ルールと共存するための条件に対して考慮

【租税条約特典否認ルール(STTR)】

- 包摂的枠組みメンバー国は、STTR が開発途上国にとって第 2 の柱のコンセンサスに達する重要な部分であることを認識
- STTR のミニマム税率を下回る名目法人税率を子、ロイヤリティ及び定義された他の支払いに対して適用している包摂的枠組みメンバー国は、開発途上国との二国間租税条約に STTR を含めることについて要請があった場合には対応
- 課税権は、ミニマム税率と支払いに課された税率との差異に限定
- STTR のミニマム税率は 9%

【施行】

- 第 2 の柱は 2022 年に法制化され、2023 年に施行
- 但し、UTPR は 2024 年に施行
- 詳細な実施計画については附属書において設定

■ 附属書、詳細な実施計画

第 1 の柱

利益 A

- 利益 A は、2023 年に施行できるようにするため、多国間条約(MLC)を通じて、また必要に応じて対応する国内法への変更により実施

多国間条約

- 迅速で一貫性ある実施を容易にすることを目的として、全ての参加国・地域のために、現在これらの国・地域の間で租税条約が存在するかどうかにかかわらず、多国間のフレームワークを導入するための多国間条約(MLC)を策定
- 多国間条約(MLC)には、利益 A の配分決定及び二重課税の排除に必要なルール、簡素化された管理プロセス、情報交換プロセス、利益 A に係る論点に関する選択的な拘束的紛争解決メカニズムが適用される国・地域への適切な考慮を伴う全ての国・地域間の義務的拘束的な手法による紛争の未然防止

及び解決プロセスを含み、これによって、利益 A の適用の一貫性及び関連する論点に関する確実性が確保

- 多国間条約(MLC)は、ルール及びプロセスの目的・運用を記述した説明書により補完
- 多国間条約(MLC)の参加国間に租税条約が存在する場合、当該租税条約は有効で利益 A 以外のクロスボーダーの課税を管理し続けるが、多国間条約(MLC)は、利益 A に関する解決策を実施するために必要な範囲で、既存の租税条約との不一致に対処
- 多国間条約(MLC)は、また、多国間条約(MLC)と将来の租税条約との間の相互作用についても対処
- 参加国間に効力を有する租税条約が存在しない場合、多国間条約(MLC)は、利益 A の全ての側面の効果的な実施を確保するのに必要な関係を構築
- 包括的枠組みは、デジタル経済に関するタスクフォース(TFDE)に、声明にコミットした全ての国・地域が参加することができるよう、利益 A の主要論点(例えば、二重課税の排除、マーケティング・販売活動利益に係るセーフハーバー)の定義・明確化、多国間条約(MLC)の策定及び内容の交渉を既に付託
- デジタル経済に関するタスクフォース(TFDE)は、多国間条約(MLC)が早期に署名のために開放され 2022 年半ばまでにハイレベルの署名式が組織されるよう、2022 年初頭までに多国間条約(MLC)のテキスト及び説明文について締結を目指す
- 署名に続いて、多国間条約(MLC)で定義された必要な国・地域数が批准し 2023 年の発効を可能にすることを目的として、参加国は多国間条約(MLC)を早期に批准することが期待

#### 全てのデジタルサービス税(DST)及びその他の関連する類似の措置の撤廃及び停止

- 多国間条約(MLC)は、全ての企業に対するデジタルサービス税(DST)及びその他の関連する類似の措置を撤廃し、将来にわたってそのような措置を導入しないことにコミットすることを参加国に対して要求
- 関連する類似の措置を構成するものの定義は、多国間条約(MLC)及びその説明文の採択の一環として最終決定

#### 国内法の改正

- 包括的枠組みメンバー国は、利益 A に係る新たな課税権を実施するために国内法を改正する必要
- 参加国によって採用されるアプローチの一貫性を容易にし、合意されたタイムライン及びその国内法制手続きと一貫性のある国内の実施を支援するため、包括的枠組みは、デジタル経済に関するタスクフォース(TFDE)に対して、利益 A の施行のため 2022 年初頭までに国内法制のためのモデル規則を策定することを既に付託
- モデル規則は、ルールの目的・運用を説明するコメントリーによって補完

#### 利益 B

- 包括的枠組みは、第 6 作業部会及び FTA MAP フォーラムに対して、2022 年末までに利益 B に係る作業を共同で完了することを既に付託
- 技術的な作業は、利益 B の対象範囲の国内の基本的なマーケティング・販売活動(baseline marketing and distribution activities)を定義することから開始
- 第 6 作業部会及び FTA MAP フォーラムは、2022 年末までに利益 B の最終成果物をリリースするため、利益 B の残りの構成要素を共同で策定

#### 第 2 の柱

- GloBE ルールを実施するためのモデル規則は、2021 年 11 月末までに策定され、対象範囲を定義し GloBE ルールのメカニズムを設定するとともに、国別での実効税率の決定及びカーブアウトなどの除外に関するルールを含む
- モデル規則は、多国籍企業の申告義務及び管理上のセーフハーバーの利用に対処する管理規定もカバーし、移行に係るルールを含む
- モデル規則は、ルールの目的・運用を説明するコメントリーによって補完され、締約国に所得免除方式を認めている一定の条約におけるスイッチオーバールール(switch-over rule)の必要性に対処
- STTR を実施するためのモデル条約条項は、2021 年 11 月までに策定され、STTR の目的・運用を説明するコメントリーによって補完され、STTR の実施を支援するプロセスについて合意
- 関係する租税条約における STTR の迅速で一貫性のある実施を容易にするため、多国間協定(MLI)

が包摂的枠組みによって 2022 年半ばまでに策定

- 遅くとも 2022 年末までに、GloBE ルールの協調的な実施を容易にする実施フレームワークを策定し、この実施フレームワークは、合意された管理手続き（例えば、詳細な申告義務、多国間のレビュープロセス）及び多国籍企業のコンプライアンスと税務当局の管理を容易にするためのセーフハーバーをカバー
- 実施フレームワークの作業の一環として、包摂的枠組みメンバー国は、GloBE ルールの協調及び一貫性のある実施を更に確保するため、多国間協定のメリットと可能な内容を検討

### コンサルテーション

この実施計画に定められたタイムラインの制約の範囲内で、利害関係者と協議の上作業を進行

## The takeaway

今回の BEPS 包摂的枠組みメンバー136 カ国・地域による声明は、多国籍企業に対する新たな国際課税原則を構築する第 1 の柱及び第 2 の柱の主要な枠組みについて合意に至りましたが、具体的な制度設計に係る多くの重要な政治的かつ技術的な課題については今後の作業とされています。今後の作業として残された論点については以下のとおりです。

### 第 1 の柱

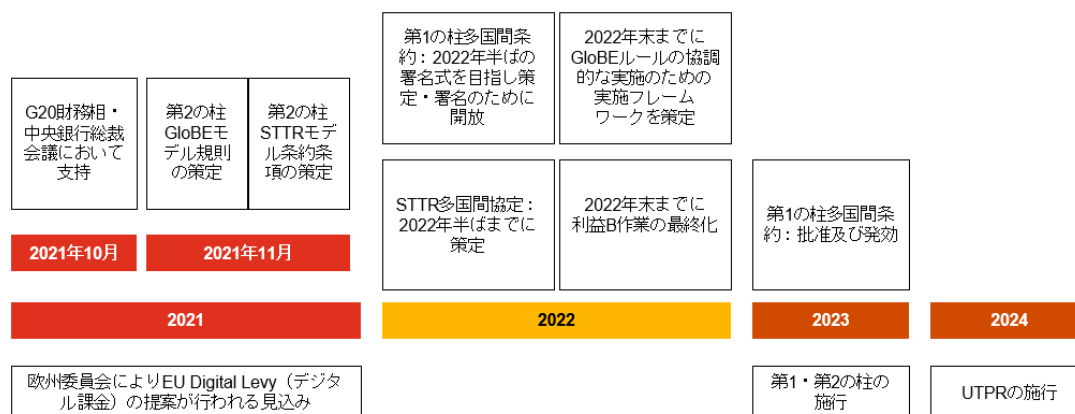
- ・ 収益に係るソースルールの詳細
- ・ 二重課税排除に係る租税債務を負担するエンティティの特定
- ・ マーケティング・販売活動利益に係るセーフハーバーの制度設計
- ・ 義務的拘束的な手法による紛争の未然防止及び解決に係るメカニズム
- ・ 新たな一方的措置の対象範囲に係るガイダンス（例えば、EU Digital Levy）

### 第 2 の柱

- ・ ETR の計算に係る分母・分子の認識のタイミング差異の調整方法
- ・ カーブアウトの具体的計算方法
- ・ IIR と同等と認識されるための法制条件、例えば米国 GILTI
- ・ 具体的な簡素化メカニズム

また、実施に係るタイムスケジュール（図 2 を参照）についても、2023 年の実施を目指すとされていますが、技術的な論点を含む制度設計に係る多くの重要な課題が残っている中で、上述の附属書に記載のとおり、第 1 の柱の実施に係る多国間条約（MLC）及び第 2 の柱のモデル規則の策定など短期間で多くの検討・策定作業を完了することとなり、タイトかつ野心的なタイムスケジュールとなっています。

図 2：想定されるタイムライン





さらに、デジタルサービス税(DST)等の一方的措置との関係について、今回の合意では、独自のデジタルサービス税(DST)の撤廃について明確に記述されていますが、既存のデジタルサービス税(DST)等の撤廃に係る方策についてのさらなる詳細な説明はなく、また、既にデジタルサービス税(DST)を導入している国が当該措置の撤廃について議会の了承を得られるかどうか不透明です。また、EUにおいては、OECD/G20における国際合意及びWTOその他の国際原則とも両立し得る制度設計としてのEU Digital Levy (EU デジタル課金)の正式提案の意向を示しており、今回の合意がEU Digital Levy (EU デジタル課金)の導入にどのような影響を与えるのかは不明です。

いずれにしましても、2023年の実施に向けて、第1の柱及び第2の柱の制度設計に係る技術的論点を含む残された重要な課題について今後のさらなる作業・検討の進展が、引き続き注目されます。

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
白土 晴久

顧問  
岡田 至康

パートナー  
浅川 和仁

ディレクター  
城地 徳政

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.